県内中小企業・小規模事業者の皆様へ

賃上げと生産性向上に取り組む茨城県内の事業者を支援します！



いばらき賃上げ支援金

いばらき業務改善奨励金

① いばらき賃上げ支援金

令和８年度の最低賃金改正において、労働者の賃金を引上げた中小企業等を支援します。

賃上げ支援コース（Ｒ８限り）

正　規：4万円/人
非正規：2万円/人

地域賃上げ加算支援コース

正　規：5千円/人
非正規：3千円/人



補助上限なし
両コース併用可

② いばらき業務改善奨励金

事業場内最低賃金を引上げ、生産性向上のための設備投資等を行う中小企業等を支援します。

上乗せコース　補助率 最大 1/8　最大100万円

拡大コース（Ｒ８限り）　補助率 7/8　最大700万円

社会保険労務士報酬も補助

申請手続に係る社会保険労務士報酬

補助率 1/2・最大10万円

申請受付期間

令和９年１月２９日（金）まで

※申請額が予算上限に達した場合、申請期間中でも受付を終了する場合があります。

詳しい内容・申請方法は
茨城県特設サイトへ
https://ibaraki-chinage.com/

支援制度に関する詳細は　「いばらき賃上げ支援事務局」
電話：029-224-6332（平日 9:00～17:00 ※土日祝日・年末年始を除く）E-mail：ibaraki-chinginup@nta.co.jp

いばらき賃上げ支援事務局は茨城県が設置し、株式会社日本旅行が運営しております。

この事業は、国の重点交付金活用事業です。

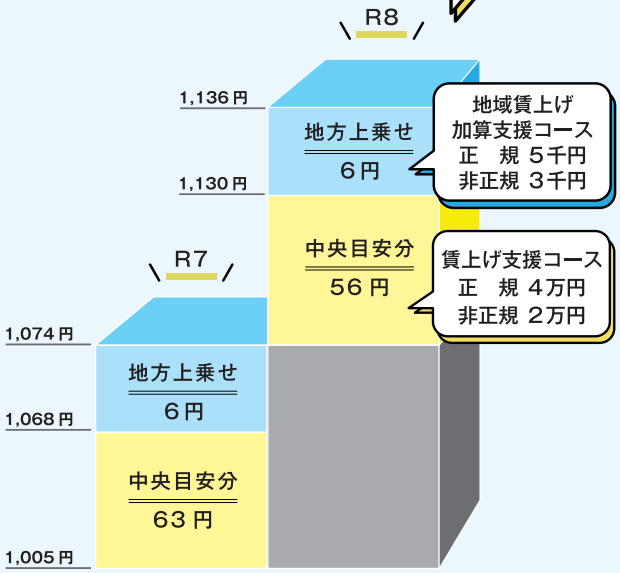
最低賃金

令和７年度 **1,074円** → 地方上乗せ（６円）＋中央目安分（56円） → 令和８年度 **1,136円**

①いばらき賃上げ支援金
労働者の賃上げを支援

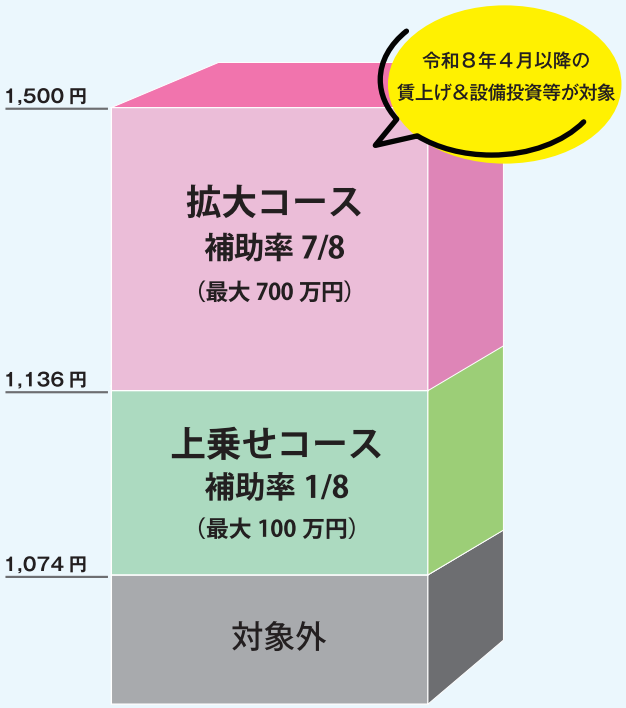
両コース併用可
正規雇用労働者の場合
１人あたり４万５千円

	1 賃上げ支援コース	2 地域賃上げ加算支援コース
賃上げ額	時給 1,129 円以下の労働者の賃金を 1,136 円以上に引き上げること	時給 1,130 円以下の労働者の賃金を 1,136 円以上に引き上げること
補助額	正規雇用労働者 4万円/人 非正規雇用労働者 2万円/人	正規雇用労働者 5千円/人 非正規雇用労働者 3千円/人
賃上げ対象時期	令和８年４月１日～令和８年 10 月 18 日	
主な必要書類	① 労働条件通知書の写し又は雇用条件通知書の写し ② 賃金台帳の写し（賃金改正前月及び賃金改定月分）	



②いばらき業務改善奨励金
生産性向上のための設備投資等を支援

	1 上乗せコース	2 拡大コース
対象事業者	国の業務改善助成金を活用する事業者（事業場内最低賃金が 1,136 円未満）	賃金引上げ前の事業場内最低賃金が 1,136 円以上、1,500 円未満の事業者
補助額	**8分の1**（最大 100 万円）	**8分の7**（最大 700 万円）
補助要件	事業場内最低賃金を 50 円以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を実施すること	
対象経費	生産性向上に資する設備投資等 【対象経費例】POS システムレジ、自動釣銭機、就労管理システム、自動梱包機 ※拡大コースは、茨城県働き方改革優良（推進）企業等の認定を受けている場合、働き方改革に資する設備投資等も対象とする	
主な必要書類	①国助成金交付額確定及び支給決定通知書の写し ②国助成金実績報告書の写し	①事業計画書 ②賃金台帳の写し（賃金改正前３か月及び賃金改定月）



社会保険労務士報酬への補助

補助対象経費　いばらき業務改善奨励金、国の業務改善助成金の交付申請手続に係る社会保険労務士への報酬
補助率（上限額）　２分の１（最大 10 万円）

※要件を満たせば①②どちらも申請いただけます